

循環型社会形成推進交付金事業の設備等の整備等に要した費用が交付対象外など

4件 不当金額(支出) 5435万円
(前年度 6件 1億0843万円)

1 交付金事業の概要

循環型社会形成推進交付金交付取扱要領によれば、最終処分場等を整備する事業において交付金の交付対象となるのは、廃棄物の処理に直接必要な設備等とされている。そして、交付対象事業費の範囲は、交付対象設備等に係る本工事費、付帯工事費等から構成される工事費及び事務費とされており、このうちの本工事費の算定に当たっては、材料費、労務費及び直接経費から構成される直接工事費に、共通仮設費及び現場管理費から構成される間接工事費と、一般管理費等を加えて算定することとされている。このうち現場管理費は、工場において生産されるプレキャストコンクリート製のU型水路等の調達額(以下「特殊製品費」)が直接工事費に含まれている場合には、当該特殊製品費の1/2に相当する額を直接工事費及び共通仮設費の合計額である純工事費から減額した上で、取扱要領に定められた所定の率をこれに乗じて得た額の範囲内とされている。また、事務費は、事業施工のために直接必要な事務に要する費用である旅費及び施工監理業務に係る委託料、需用費等の庁費であり、工事費に所定の率を乗じて得た額の範囲内とされている。

2 検査の結果

交付対象事業費の算定に当たり、4事業主体は、廃棄物の処理に直接必要な設備等に該当せず交付の対象とならない構内道路等の整備等に要した費用を交付対象事業費に含めていた。また、本工事費のうち現場管理費について、3事業主体(標茶町、いちき串木野市及び国頭地区行政事務組合)において純工事費から特殊製品費の1/2に相当する額を減額していなかったり、1事業主体(いちき串木野市)において取扱要領に定められた所定の率と異なる高い率を用いて算出したりしていた。さらに、事務費については、1事業主体(標茶町)において計上すべき施工監理業務に係る委託料を工事費に含めていたため、改めて当該委託料を事務費に計上すると、工事費に所定の率を乗じて得た額を超えることとなっていた。

したがって、構内道路等の整備等に要した費用を交付対象事業費から除くとともに、取扱要領に基づいて現場管理費を算出し、施工監理業務に係る委託料を事務費に計上するなどして適正な交付対象事業費を算定すると97億2606万円となることから、本件交付対象事業費98億8009万円は、これに比べて1億5402万円過大となっており、これに係る交付金相当額5435万円が過大に交付されていて不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助 金等相当額
				円	円	円	円
北海道	川上郡標茶町	循環型社会形成推進交付金	平成 27～29	22億1895万 (19億1950万)	6億3993万	4376万 (4376万)	1458万
徳島県	美馬環境整備 組合	同	24～28	36億8028万 (36億2072万)	12億0690万	4044万 (4044万)	1348万
鹿児島県	いちき串木野 市	同	26～29	27億3998万 (21億9644万)	7億3214万	5176万 (5176万)	1725万
沖縄県	国頭地区行政 事務組合	同	26～28	23億9598万 (21億4342万)	10億7171万	1805万 (1805万)	902万
計	4事業主体			110億3520万 (98億8009万)	36億5070万	1億5402万 (1億5402万)	5435万